

訴状の概要

<本件訴訟の意義>

本件は、日本の音楽教育および将来の音楽文化の発展を守るための訴訟です

本件は、音楽教室事業者249社・団体が原告となり、JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）に対して、音楽教室における演奏については、著作物使用にかかわる請求権がないということの確認を求める訴訟です。

本件訴訟は、単なる金銭の問題ではなく、以下のとおり、日本の音楽教育および将来の音楽文化の発展を守るための訴訟なのです。

演奏者や音楽指導者の育成は、民間の音楽教室が担ってきました

私たちの日常生活において音楽は欠かすことのできないものですが、音楽を広めるためには、音楽を演奏する者が必要であり、演奏者を育てるために音楽や音楽の演奏を教える者が必要です。

しかし、学校での音楽の授業だけでは、到底、優れた演奏者や将来の音楽指導者を育てることはできませんし、音楽大学に入学することも難しいでしょう。

演奏者や音楽指導者の育成は、原告らが運営する音楽教室という社会教育が担ってきたのです。

民間の音楽教室なくして、音楽文化の発展は成し得ません

社会教育における教授の場がなければ、学校で音楽を教える教師も育たず、音楽を学べる機会が減少し音楽文化は衰退してしまいます。民間の音楽教室という社会教育なくして、音楽文化の発展は成し得ないのです。

JASRACは、音楽教室において授業のために行われる演奏について、受講料収入の2.5%の使用料の徴収をしようとしています。音楽文化の発展のために最も重要な演奏者や音楽指導者の育成を担う音楽教室事業を衰退させ、音楽文化の発展を阻害する重大な問題なのです。

<私たちの主張>

本件の争点

本件の争点は、音楽教室における授業の過程で、教師がお手本として示す演奏や生徒が練習のためにする演奏、練習のための伴奏音源を再生する行為が、著作権法第22条に定める演奏に該当するかどうかです。

著作権法第22条は「著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下『公に』という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。」と規定しています。

個人レッスンや、教師1名と生徒数名のレッスンが「公衆」か？

第1に、音楽教室における授業の課程で行われる演奏は、「公衆」に対する演奏ではありません。

1対1の個人レッスンや教師1名と3～5名程度の生徒で行われるレッスンにおける演奏が、「公衆」に対する演奏であるとは到底考えられません。しかも、単に少人数であるということではなく、音楽教室における教師と生徒の関係は、教育目的のために密接に結合されたものであり、教師の変更や生徒の入れ替わりは予定されていないのです。

現行著作権法制定時(1970年)の資料にも、学校教育であるか社会教育であるかを問わず、教室という閉鎖的な場における著作物の使用は、「公でない使用」であることが明記されており、45年以上の間、社会教育における教室での授業については、演奏権が及ばないと理解されてきたのです。

音楽を教えるため／教わるための演奏が、「聞かせることを目的」とした演奏か？

第2に、音楽教室における授業の課程で行われる演奏は、「聞かせることを目的」とした演奏でもありません。

音楽の著作物の価値は、人に感動を与えるところにあり、法第22条は、聞く者に感動を与えるという音楽の芸術的価値に権利性を認めた点にあるのです。

音楽の芸術的価値を享受させるための演奏が「聞かせることを目的」とした演奏なのであって、コンサート、ライブ、カラオケ等は、まさに「聞かせることを目的」とした演奏です。

音楽教室での演奏は、教師がお手本を示すためのものにして、生徒が練習のためにするものであるにして、生徒が演奏技術を教わるために行われるものであって、しかも、その演奏は、曲の一部分について繰り返し行われることがほとんどであって、音楽の芸術的価値を享受させるための演奏とは程遠いもので、「聞かせることを目的」とは到底いえません。

著作権法の目的に沿った法解釈を

第3に、著作権法の目的（法第1条）に反するような法解釈は許されないということが挙げられます。

法第1条は、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」と規定しています。

教育のための著作物の利用が、「文化的所産の公正な利用」に含まれることについては、異論がないと思います。

また、冒頭のとおり、民間の音楽教室という社会教育なくして音楽文化の発展はあり得ず、社会教育における音楽教育は、まさに「文化の発展に寄与する」という著作権法の目的を実現するものです。

このような著作権法の目的に背を向けるような第22条の解釈は許されません。

以上のとおり、音楽教室における授業の課程でなされる演奏は、法第22条の「公衆」に「聞かせることを目的」とした演奏に該当せず、演奏権が及ぶものではありません。

以 上